

国交省講演時の質問事項

●建設キャリアアップシステムについて

1. どんな目的で、この制度ができたのですか？

>経歴・経験によって、待遇、給与等が正当（平等）に評価されるため。

2. 技能実習生（特定技能）受入れにおける建設キャリアアップシステム登録義務化について、具体的に「建設分野」とは、どこからどこまでの実習生が対象になるのでしょうか？
例えば、建築現場に出るのではなく、建設資材を工場で製造している場合は該当しますか？

具体的に、どこからどこまでの実習生が該当するのか明確化してほしいです。

>産業分類で建築分野であれば該当します。

建設資材を工場で製造している場合でも該当します。

3. 端末は誰が用意するのか？

>元受業者が用意します。

4. 登録しても、そもそも取引先が建設キャリアアップシステムを知らない。その場合、どうしたら良いか？

5. 瓦施工の場合、個人住宅施工がほとんどの為、建設キャリアアップシステム自体認知されていない。個人住宅施工に建設キャリアアップシステムはどのように浸透させてゆくのか？

>4.5.ともに、より浸透するべく、現在も今後も各地で説明会を実施していきます。

6. キャリア履歴は誰がどれだけ閲覧できますか？

>基本的に本人及び、本人が許可したもののみ。

工事期間中は、元受け業者が管理下における登録者の情報（工事に必要な情報のみ）を閲覧できます。

7. 外国人から見て、建築業だけ個人情報に登録されることに不公平感があるのですが。

8. 3年または5年で帰国予定の外国人にメリットはありますか？

>7.8.において、外国人にとっても経歴・経験によって、待遇、給与等が正当（平等）に評価されるのはメリットがあると思います。建築業の失踪は全体の半数あまりを占めており、待遇による不公平感による理由を改善するためでもあります。

9. CCUS システムは一般財団法人建設業振興基金が運用し、「建設に関わる事業者は全員登録する」というのか、「登録は任意」でしょうか？

>日本人は任意ですが、外国人は必須です。

日本人に於いても、浸透するべく、現在も今後も各地で説明会を実施していきます。

10. もし今後、全員登録をしない者、しない業者の罰則規定はありますか？

>罰則はありませんが、公共工事入札等はできなくなります。

11. 登録して行くに当たり、建設業界には末端業者まで説明しているのか？

>現在も今後も各地で説明会を実施していきます。

12. 相手国の派遣会社・海外労働省に質問された場合、どのように説明すれば良いか？

>外国人にとっても経歴・経験によって、待遇、給与等が正当（平等）に評価されるのはメリットがあり、建築業の失踪は全体の半数あまりを占めており、待遇による不公平感による理由を改善するためでもあります。

13. 技能者情報、事業者情報、現場情報、就業履歴情報が登録されていくと思いますが、民間団体が個人情報収集しても良いのか？違法性はないのか？

>個人情報法保護法に対するコンプライアンスは保たれております。

●技能実習生受入れにおける建築分野の見直しについて

1. 月給制について、完全月給制ですか？

（日本人は日給月給制でも、技能実習生は完全月給制にするのですか？）

>完全月給制です。悪天候・工期調整等による出勤日数の変動による給与変動を防ぐため例外は認めません。

● 特定技能について

1. 建築・造船特定就労者は、唯一、特定技能 2 号への資格があるとのことでしたが、現時点で特定技能 2 号の具体的手続きは何も決まっていないとのこと、とりあえず、特定技能 1 号に変更後、特定技能 2 号手続きが明確化された時点で、特定技能 2 号に変更申請できますか？

また、建設就労 2 年間修了し特定技能 1 号への資格変更が許可になったケースがありますが、特定技能 1 号の期間は、資格変更から 5 年間という認識でよろしいでしょうか？

>特定技能 2 号の基準・申請方法が明確化された時点で、その基準を満たしていれば変更申請できると思います。

>特定技能1号は、どんなケースでも、許可されれば現状は5年です。

2. 現在、特定技能に認められていない「とび」の特定技能職種追加の用途は？

>2020年度中の認可を目指します。

3. 「建設」に産業分類される建物の鉄骨や鉄筋を、工場内で製造している企業で、実習生が「溶接」や「鉄工」職種で就業している場合、今の特定技能の法律上では、その企業でそのまま、特定技能として就業することはできないようになっているのですが、今後の見込みが知りたいです。

>今のところ、予定はありません。

4. 協議会の登録費用15万円～30万円について、他の省庁管轄の協議会は無料ですが、使用用途（根拠）をご説明願います。

>建設技能人材機構の費用の件だと思います。こちらは、指導のための巡回監査等の費用が含まれております。